

## 役員の退任慰労金支給規程

### (目的)

第1条 本規程は、当財団定款で定める理事、監事（以下「役員」という。）が退任したときの退任慰労金について定める。

### (評議員会への付議)

第2条 役員が退任した場合は、理事会は、その退任の日以後もっとも早く開催される評議員会にその役員の退任慰労金支給議案を付議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、退任した役員に退任慰労金を支給しないことが相当であると認めたとき、その役員退任慰労金支給議案を評議員会に付議しないことができる。

### (退任慰労金の額の算出方法)

第3条 役員の退任慰労金の額は、退任時の月額給与及び報酬月額を合わせたものとし、役職別の係数を乗じて得た額とする。ただし、3,000万円を限度とする。

① 常勤の役員は、在任1年につき1.0ヶ月とする。

② 非常勤役員については、在任期間1年当り5万円とし、その者の、在任期間（年）を乗じて得た額とする。ただし、在任期間は当初就任日より起算して10年間を限度とする。

2 在任期間の計算にあたり、在任1年末満は月割りとし1か月末満は1か月に切り上げる。

3 この規程で常勤とは、各事業体の就業規則で定める就業時間に準じて勤務する者をいい、それ以外の勤務をする者を非常勤という。

### (特別功労加算金)

第4条 特に功績顕著と認められる役員に対しては、評議員会の決議により前条の計算方法により算出した金額にその30%を超えない範囲で加算することができる。

### (業務上の傷病または死亡による特別加算金)

第5条 常勤の役員が、その在任中に業務上の傷病により重度障害者に該当し退任する場合には、第3条第1項により算出された額の20%増しの金額を上限とし、また、同上の事由により死亡したときは同じく30%増しの金額を上限として評議員会の決議により加算することができる。

(弔慰金)

第6条 役員が在任中に死亡した場合は、本規程による退任慰労金のほか、法人加入の団体生命保険による保険金を弔慰金としてその配偶者に支給することがある。

(特別減額)

第7条 財団の名誉を毀損したまは財団に著しい損害等を与えたため退任する役員の退任慰労金は、評議員会の決議によりその全部または一部について減額を行なうことができる。

2 懲戒的解任事由（各事業体の就業規則で定める懲戒解雇事由を準用する）に該当し、解任された役員には退任慰労金を支給しない。

(支払時期および方法)

第8条 役員の退任慰労金の支給時期および支払方法は理事会で決議する。

(財団加入の事業保険との関連)

第9条 退任慰労金と関連のある財団加入の生命保険および損害保険契約の受取保険金（中途解約返戻金も同じ）は、その全額について財団に帰属する。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正する場合は、評議員会の決議を経なければならない。

付則1. この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年7月29日から一部改訂施行する。

この規程は、平成24年12月1日から一部改訂施行する。